

## 富山県物品調達電子入札運用基準

この富山県物品調達電子入札運用基準は、電子入札システム（競争入札手続を行うための富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により富山県が発注する物品の調達手続を行う場合において、富山県物品調達電子入札実施要領に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### 1 電子入札システムの利用

#### (1) 電子入札に参加できる者の基準

電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）に参加できる者は、富山県（以下「県」という。）における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）のうち、電子入札システムの利用者登録を行った者とする。

#### (2) 電子入札実施の考え方について

ア 県が電子入札を行う旨を決定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、電子入札システムで処理することとし、原則として電子入札システムの利用者登録を行った入札参加資格者が、従来の書面による入札（以下「紙入札」という。）を行うことは認めないものとする。

イ 電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が、電子入札案件に応札する場合、紙入札を行うものとする。

#### (3) 利用者登録について

利用者登録を行うためには、別途公表する民間の電子認証局が発行した電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得しなければならない。

#### (4) 電子入札システムを利用することができるICカードの基準

電子入札システムを利用することができるICカードは、県の物品等競争入札参加資格者名簿に記載されている代表者の名義のICカードに限るものとする。ただし、代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、その者の名義のICカードに限るものとする。

#### (5) ICカード不正使用等の取扱い

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）のICカード不正使用等が判明した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。また、落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結を行わないことができる。ただし、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約を解除することができるものとする。

<不正使用等の例示>

ア 他人のICカードを使用し、名義人になりすまして入札に参加した場合

イ 代表者若しくは受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者若しくは受任者のICカードを使用して入札に参加した場合

ウ 同一案件に対し、複数のICカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出した場合

### 2 案件登録

#### (1) 案件登録の取扱い

契約担当者は、電子入札案件については、速やかに電子入札システムに必要な情報を登録するも

のとする。

## (2) 案件の修正

一般競争入札等における公告日又は指名通知日以降において、案件登録情報について錯誤が認められた場合、契約担当者は速やかに修正を行い、案件名称に修正日、修正箇所等の表示を行うものとする。すでに入札書等の提出済みの者がいる場合は、確実に連絡が取れる方法で連絡を行い、変更した旨を伝えるものとする。

なお、電子入札システムの設計上変更できない項目に錯誤があった場合、当該案件に対し入札書等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行い、当該案件名称を「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」等に変更し、錯誤案件である旨を入札参加者に示した後、新規の案件として改めて登録するものとする。この場合において、既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して入札書等を提出するように依頼するものとする。

## (3) 紙入札への切替時の処理

特段の事由により、契約担当者が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるにいたった場合には、当該案件名称に「（紙入札に移行）」と追記変更するものとする。

## 3 紙入札承諾の基準

### (1) 当初から紙入札での参加を認める基準

契約担当者は、入札参加者から、紙入札（見積）承諾願（様式1）が提出されたときは、次の各号に該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

ア WTO対象案件において、紙入札を希望する場合

イ 入札参加者側にやむを得ない事由があると認められる場合

<やむを得ない事由の例示>

ICカードが閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合

### (2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準

契約担当者は、電子入札の手続き開始後、入札参加者から紙入札への変更のため、紙入札（見積）承諾願（様式1）が提出されたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

ア 電子入札の手続き開始後入札書受付締切日時までの間、やむを得ない事由があると認められる場合

イ 全体の入札手続きに影響がないと認められる場合

<やむを得ない事由の例示>

ICカードが閉塞、破損等で使用できなくなった場合

### (3) 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者に対し、以後電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、すでに実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱う。

### (4) 紙入札から電子入札への移行について

紙入札から電子入札への移行は認めない。

#### 4 添付書類等の取扱い

一般競争入札への参加申請書に添付する書類及び入札書に添付して提出する書類（以下「添付書類等」という。）は、原則として電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより提出するものとする。

ただし、添付書類等の特性により、契約担当者が書面による提出が必要と認める場合は、書面による提出を求めることができる。

##### (1) 使用アプリケーションソフト及びバージョンの指定

添付書類等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないようにするものとする。

ファイル圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式とし、自己解凍方式は認めないものとする。

番号	使用するアプリケーションソフト	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2000形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2000形式以下での保存
3	その他のアプリケーション	PDFファイル（Acrobat6以下で作成のもの） 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） その他公告等により特別に認めたファイル形式

##### (2) 郵送による提出方法

添付書類等の容量が1MBを超える場合には、原則として郵送により提出を行うものとする。

郵送による場合は、電子入札システムにより、次の内容を記載したファイルを添付資料として送信するものとする。

ア 郵送する旨の表示

イ 入札参加者名、業者番号、担当者名及び連絡先電話番号

ウ 郵送する添付書類等の目録

エ 郵送する添付書類等のページ数

オ 発送年月日

郵送の締切は、電子入札システムの締切日時と同一とする。また、郵送にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、封筒の表に入札者の商号又は名称、入札日及び入札案件名 発注担当所属名 「添付書類在中」（朱書き）を記載させるものとする。

##### (3) ウィルス対策

契約担当者は、入札参加者から提出された添付書類等のウィルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとする。

この場合に、添付書類等がウィルスに感染していることが判明した場合、直ちに作業を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

#### 5 入札

##### (1) 入札書提出前の辞退

入札参加者は、入札書提出前に入札を辞退する場合、入札書受付締切日時までに電子入札システムにより入札辞退書を提出するものとする。

##### (2) 入札書の提出

入札参加者は、契約担当者が指定する日時までに電子入札システムにより入札書を提出するものとし、入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合は、当該入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。

(3) 入札書等提出後の撤回等

電子入札システムにより一度提出した入札書等又は入札辞退書の撤回、訂正等は認めないものとする。

(4) 入札書提出時の注意事項

入札書の提出にあたっては、次の各号に注意すること。

ア 入札書の入力には注意して正確に行い、入札書提出内容確認画面において確認し、印刷を行ってから入札書の提出を行うこと。

イ 入札書の提出は、入札書受付締切日時までに完了すること。

ウ パソコン等の利用環境により送信が長時間となることがあるので、締切日時までに余裕を持って入札書の提出を行うこと。

エ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受付票画面において確認すること。

## 6 開札

(1) 開札の方法

関係職員は、書面による入札書（以下「紙入札書」という。）がある場合は、当該紙入札書に係る入札書記載金額を電子入札システムに入力し、一括開札して落札者の決定を行うものとする。

(2) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定日時から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者全員に電子入札システムその他適当な手段により入札状況の情報提供を行うものとする。

(3) 再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、速やかに再度入札を行うものとし、入札書受付締切日時及び開札予定日時を電子入札システムにより通知するものとする。

紙入札を行う者には確実に連絡の取れる方法で連絡を行うものとし、入札書受付締切日時及び開札予定日時は、電子入札システムによる場合と同一とする。

## 7 障害発生時の対応

(1) 天災等により入札書受付締切日時又は開札予定日時を延長する場合の基準及び取扱い

入札参加者から天災等により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

復旧を待っていたのでは入札及び開札に間に合わないと判断され、かつ、次の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切日時及び開札予定日時の延長を行うことができるものとする。（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、3(2)参照。）

ア 天災

イ 広域的停電

ウ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

エ その他時間延長が妥当であると認められる場合（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した「日時変更通知書」を送信する（送信できない場合は、電話等に対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度「日時変更通知書」が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度「日時変更通知書」を送信する（送信できない場合は、電話等に対応する。）。

(2) 契約担当者側の障害により入札書受付締切日時又は開札予定日時を延長する場合の取扱い

契約担当者側に障害が発生した場合は、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切日時及び開札予定日時の延長を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した「日時変更通知書」を送信する（送信できない場合は、電話等に対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度「日時変更通知書」が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時の決定時に再度「日時変更通知書」を送信する（送信できない場合は、電話等に対応する。）。

## 8 入札情報サービス

電子入札案件に係る入札公告、入札結果の公表、その他入札手続に必要な事項の公表は、原則として入札情報サービスシステムにより行うものとする。

## 9 随意契約への準用

1 から 8 までの規定は、随意契約の場合に準用するものとする。

様式 1

紙入札（見積）承諾願

- 1 調達案件名称
- 2 電子入札システムを利用することができない理由

上記の案件は、電子入札案件ではありますが、今回は上記理由により電子入札システムを利用することができないため、紙入札（見積）を承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

（契約担当所属の長） 殿

住 所

商号又は名称（業者番号）

代表者氏名

印

---

上記について承諾します。

年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

（契約担当所属の長）